

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

ソフトバンク株式会社

接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

総務大臣 殿

2021年6月30日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 ㊟

本店の所在の場所 東京都港区海岸一丁目7番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号

名称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものです。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 個別注記表
- (4) 役務別固定資産帰属明細表及びその注記
- (5) 移動電気通信役務収支表及びその注記

5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 35 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 山 友 康 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 裕 介 ⑩

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という）第11条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第35期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下併せて「役務別固定資産帰属明細表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の役務別固定資産帰属明細表等が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－役務別固定資産帰属明細表等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、役務別固定資産帰属明細表等は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出するため、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の役務別固定資産帰属明細表等のほかに、2021年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2021年5月13日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2021年6月22日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

役務別固定資産帰属明細表等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して役務別固定資産帰属明細表等を作成することにある。また、役務別固定資産帰属明細表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない役務別固定資産帰属明細表等作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

役務別固定資産帰属明細表等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、役務別固定資産帰属明細表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から役務別固定資産帰属明細表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、役務別固定資産帰属明細表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 役務別固定資産帰属明細表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において役務別固定資産帰属明細表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する役務別固定資産帰属明細表等の注記事項が適切でない場合は、役務別固定資産帰属明細表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 役務別固定資産帰属明細表等の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第三部 接続会計財務諸表

1 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 社債		260,000
(1) 有形固定資産			2 長期借入金		1,245,830
1 機械設備	2,629,270		3 リース債務		544,842
減価償却累計額	1,930,303	698,967	4 退職給付引当金		9,943
2 空中線設備	684,912		5 事業終了損失引当金		2,082
減価償却累計額	363,925	320,987	6 契約損失引当金		23,087
3 端末設備	257,866		7 資産除去債務		56,465
減価償却累計額	182,818	75,048	8 その他の固定負債		16,313
4 市内線路設備	26,264		固定負債合計		2,158,562
減価償却累計額	15,278	10,986	II 流動負債		
5 市外線路設備	89,996		1 1年以内に期限到来の固		291,252
減価償却累計額	82,740	7,256	2 コマーシャル・ペーパー		170,700
6 土木設備	97,120		3 買掛金		95,831
減価償却累計額	84,152	12,968	4 短期借入金		326,190
7 海底線設備	26,609		5 リース債務		312,635
減価償却累計額	23,241	3,368	6 未払金		687,604
8 建物	182,099		7 未払費用		13,108
減価償却累計額	90,018	92,081	8 未払法人税等		121,689
9 構築物	36,491		9 前受金		2,789
減価償却累計額	29,664	6,827	10 預り金		96,774
10 機械及び装置	2,018		11 前受収益		19,459
減価償却累計額	462	1,556	12 賞与引当金		34,509
11 車両	3,347		13 事業終了損失引当金		1,072
減価償却累計額	2,838	509	14 契約損失引当金		43
12 工具、器具及び備品	115,904		15 返品調整引当金		2,387
減価償却累計額	79,842	36,062	16 資産除去債務		11,297
13 土地		15,946	17 その他の流動負債		2,247
14 建設仮勘定		154,247	流動負債合計		2,189,586
有形固定資産合計		1,436,808	負債合計		4,348,148
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权		560			
2 施設利用権		139			
3 ソフトウェア		419,237			
4 のれん		13,589			
5 特許権		11			
6 借地権		67			
7 周波数移行費用		144,251			
8 商標権		245,002			
9 建設仮勘定		80,412			
10 その他の無形固定資産		4,424			
無形固定資産合計		907,692			
電気通信事業固定資産合計		2,344,500			

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
B 投資その他の資産			(純資産の部)		
1 投資有価証券		39,429	I 株主資本		
2 関係会社株式		1,213,742	1 資本金		204,309
3 その他の関係会社投資		16,574	2 資本剰余金		
4 出資金		1	(a) 資本準備金	71,371	
5 長期貸付金		151	資本剰余金合計		71,371
6 長期前払費用		74,941	3 利益剰余金		
7 繰延税金資産		97,159	(a) その他利益剰余金		
8 その他の投資及びその他		50,050	繰越利益剰余金	734,072	
貸倒引当金		△17,937	利益剰余金合計		734,072
投資その他の資産合計		1,474,110	4 自己株式		△134,218
固定資産合計		3,818,610	株主資本合計		875,534
II 流動資産			II 評価・換算差額等		
1 現金及び預金		262,419	1 その他有価証券評価差	2,790	
2 受取手形		245	2 繰延ヘッジ損益	△3,640	
3 売掛金		853,767	評価・換算差額等合計		△850
4 未収入金		52,575	III 新株予約権		6,844
5 リース投資資産		18,579			
6 商品		59,400			
7 貯蔵品		6,654			
8 前渡金		61			
9 前払費用		54,582			
10 短期貸付金		22,319			
11 預け金		87,410			
12 その他の流動資産		12,289			
貸倒引当金		△19,234			
流動資産合計		1,411,066	純資産合計		881,528
資産合計		5,229,676	負債・純資産合計		5,229,676

2 損益計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,679,908
(2) 営業費用		
1 営業費	769,584	
2 施設保全費	418,102	
3 管理費	73,825	
4 試験研究費	4,833	
5 減価償却費	457,861	
6 固定資産除却費	25,249	
7 通信設備使用料	270,384	
8 租税公課	41,021	
電気通信事業営業利益		2,060,859
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		727,634
(2) 営業費用		666,559
附帯事業営業利益		61,075
営業利益		680,124
III 営業外収益		
1 受取配当金	47,334	
2 雑収入	15,009	
		62,343
IV 営業外費用		
1 支払利息	39,838	
2 債権売却損	19,553	
3 雑支出	11,734	
		71,125
經常利益		671,342
V 特別損失		
1 関係会社株式評価損	59,167	59,167
税引前当期純利益		612,175
法人税、住民税及び事業税	200,669	
法人税等調整額	△7,515	193,154
当期純利益		419,021

3 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定）によっています。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(3) 長期前払費用

均等償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

(4) 事業終了損失引当金

事業の終了に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

(5) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

(6) 返品調整引当金

返品による将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 金利スワップ

ヘッジ対象 : 借入金の利息

③ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「(会計上の見積りに関する注記)」を記載しています。

2. 貸借対照表

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「仮受金」(当事業年度62百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他の流動負債」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社は、子会社等の間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

貸出コミットメントの総額	106,431百万円
貸出実行残高	22,315
未実行残高	84,116

(2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株) (以下「JPiT」) を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等(約149億円)について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および(株)野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害(161.5億円)が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

当社は、当該訴訟において、JPiTの主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年7月29日付で上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。当社は上記a.の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、2015年11月13日に、請求額を約149億円から約204億円に変更し、さらにJPiTに対して提供中の回線の仕入価格の変更等を受けて、2016年10月12日に請求額を約204億円から約223億円に、2017年9月7日に約223億円から約240億円に変更しました。

また、JPiTは上記b.の訴訟について2020年6月24日付で追加申立を行い、当社に対する請求額を161.5億円から168.1億円に変更しました。

2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

5,198百万円

3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は1,747百万円です。

4. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
 - a. $\text{ネットレバレッジ・レシオ} = \text{ネットデット (b)} \div \text{調整後EBITDA (c)}$
 - b. 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
 - c. EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

5. 関係会社金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

長期金銭債権	44百万円
長期金銭債務	273
短期金銭債権	74,489
短期金銭債務	228,602

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	69,839百万円
営業費用	296,547
営業取引以外の取引	50,283

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	100,660千株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	113,758百万円
投資有価証券評価損	47,824
未払金および未払費用	28,297
資産除去債務	20,749
減価償却資産	19,225
貸倒引当金	11,382
賞与引当金	10,506
未払事業税	7,693
棚卸資産等	5,573
前払費用	3,334
その他	13,225
繰延税金資産小計	281,566
評価性引当額	△166,772
繰延税金資産合計	114,794
繰延税金負債との相殺	△17,635
繰延税金資産の純額	97,159

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△8,647百万円
リース投資資産	△5,689
その他	△3,299
繰延税金負債合計	△17,635
繰延税金資産との相殺	17,635
繰延税金負債の純額	—

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	469,745百万円
空中線設備	297,456
端末設備	19,347
市内線路設備	1,325
市外線路設備	4,364
土木設備	9,300
建物	29,255
構築物	5,832
機械及び装置	7
車両	25
工具、器具及び備品	3,827
ソフトウェア	235,382
合計	1,075,865

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社であるSB C&S(株)、HAPSモバイル(株)、SBパワー(株)、SBメディアホールディングス(株)への貸付金です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社であるWireless City Planning(株)、(株)IDCフロンティアからの借入金に加え、コミットメントライン契約や合同運用指定金銭信託からの資金調達によるものです。なお、Wireless City Planning(株)からの借入は、Wireless City Planning(株)を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した借入です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2)をご参照ください。)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	21,963	21,963	—
(2) 関係会社株式	4,126	42,979	38,852
(3) 現金及び預金	262,419	262,419	—
(4) 売掛金 貸倒引当金（流動資産）（*1）	853,767 △17,299		
	836,468	836,468	—
(5) 未収入金 貸倒引当金（流動資産）（*2）	52,575 △163		
	52,412	52,412	—
(6) 短期貸付金 貸倒引当金（流動資産）（*3）	22,319 △1,764		
	20,555	20,555	—
(7) 預け金	87,410	87,410	—
資産計	1,285,353	1,324,206	38,852

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(8) 社債	260,000	259,470	△530
(9) 長期借入金	1,245,830	1,269,049	23,219
(10) リース債務（固定負債）	544,842	548,665	3,823
(11) 1年以内に期限到来の固定負債	291,252	291,252	—
(12) コマーシャル・ペーパー	170,700	170,700	—
(13) 買掛金	95,831	95,831	—
(14) 短期借入金	326,190	326,190	—
(15) リース債務（流動負債）	312,635	312,635	—
(16) 未払金	687,604	687,604	—
(17) 未払法人税等	121,689	121,689	—
(18) 預り金	96,774	96,774	—
負債計	4,153,347	4,179,859	26,512
(19) デリバティブ取引（*4）	(5,247)	(5,247)	—

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(*2) 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(*3) 短期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券および(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。

(3) 現金及び預金、(5) 未収入金、(6) 短期貸付金および(7) 預け金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債

社債の時価については、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しています。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(10) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっています。

(11) 1年以内に期限到来の固定負債、(12) コマーシャル・ペーパー、(13) 買掛金、

(14) 短期借入金、(16) 未払金、(17) 未払法人税等および(18) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(15) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(19) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの当事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額は、次の通りです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価(*1)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	500,000	500,000	(5,247)

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	14,395
関係会社株式 非上場株式	1,209,616
その他	19,645

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	215,341百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	239,974
持分法を適用した場合の投資損失の金額	59,410

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示しています。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。
 なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
子会社	汐留Zホールディングス合同会社 (*1)	持株会社	(所有) 直接100	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	739,628	—	—
					利息の受取 (*2)	1,550	—	—
					配当金の受取	11,352	—	—
					増資の引受	744,369	—	—
子会社	Wireless City Planning(株)	電気通信 事業	(所有) 直接32.2	役員の兼任 資金の借入	配当金の 受取	29,991	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (*1) 汐留Zホールディングス合同会社は当社の連結子会社であるLINE(株) (現Aホールディングス(株)) との吸収合併により2021年2月26日に消滅しています。
 取引金額は消滅までの期間の取引金額、所有割合は同社が子会社に該当しなくなった時点のものを記載しています。
- (*2) 貸付利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

役員及び個人主要株主等

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (*1)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
役員及 びその 近親 者	孫 正義	当社取締役	(所有) 直接0.02	当社取締役	物品の販売 (*2)	66	—	—
					ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	498	—	—
役員及 びその 近親 者	宮内 謙	当社取締役	(所有) 直接0.02	当社取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	498	—	—
役員及 びその 近親 者	宮川 潤一	当社取締役	(所有) 直接0.01	当社取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	249	—	—
役員及 びその 近親 者	榛葉 淳	当社取締役	(所有) 直接0.01	当社取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	249	—	—
役員及 びその 近親 者	今井 康之	当社取締役	(所有) 直接0.01	当社取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	249	—	—
役員及 びその 近親 者	藤原 和彦	当社取締役	(所有) 直接0.01	当社取締役	ストックオプ ションの権利 行使 (*3)	187	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(*1) 取引金額には消費税等は含まれていません。

(*2) 当社の取得原価を基礎として算出しています。

(*3) 会社法に基づき、2018年3月6日および2018年3月27日の取締役会において決議された、ストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一氏への融資について

株式保有による株主との当社事業の成長に伴う価値を共有することを目的として、当社の代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一氏が、2021年4月2日以降、200億円規模の当社発行済株式を市場から買付けしています。

この買付けの結果、宮川 潤一氏は4月23日時点で当社株式13,937,600株を取得しました。

この買付けは、宮川個人の取引として実行され、実際の買付けは、一定の価格および条件の範囲で証券会社に一任されます。この買付けに際し、当社は宮川個人に対し、適切な資産保全策を講じた上、この買付けに係る資金を融資しました。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。

これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	60,579百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,732
時の経過による調整額	146
資産除去債務の履行による減少額	△5,472
見積りの変更による増加額	4,777
期末残高	67,762

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信トラフィックの需要や通信設備の効率運用、設備更新等を検討した結果、一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったため、資産除去債務を4,777百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	186円64銭
1株当たり当期純利益	88円57銭

4 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2021年3月31日現在 〕

(単位：百万円)

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務		小計		
		携帯電話	その他	小計	携帯電話 BWA	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額	600,014	91,198	691,212	1,584,906	1,584,906	2,276,118	353,152	2,629,270
	減価償却累計額	429,251	70,858	500,109	1,202,029	1,202,029	1,702,138	228,165	1,930,303
	帳簿価額	170,763	20,340	191,103	382,877	382,877	573,980	124,987	698,967
空中線設備	取得価額	188,318	2,231	190,549	494,363	494,363	684,912	0	684,912
	減価償却累計額	85,440	1,750	87,190	276,735	276,735	363,925	0	363,925
	帳簿価額	102,878	481	103,359	217,628	217,628	320,987	0	320,987
端末設備	取得価額	59,603	71	59,674	156,312	156,312	215,986	41,880	257,866
	減価償却累計額	41,093	67	41,160	117,159	117,159	158,319	24,499	182,818
	帳簿価額	18,510	4	18,514	39,153	39,153	57,667	17,381	75,048
市内線路設備	取得価額	5,422	431	5,853	14,221	14,221	20,074	6,190	26,264
	減価償却累計額	2,864	341	3,205	8,811	8,811	12,016	3,262	15,278
	帳簿価額	2,558	90	2,648	5,410	5,410	8,058	2,928	10,986
市外線路設備	取得価額	17,581	1,712	19,293	46,106	46,106	65,399	24,597	89,996
	減価償却累計額	15,943	1,647	17,590	42,640	42,640	60,230	22,510	82,740
	帳簿価額	1,638	65	1,703	3,466	3,466	5,169	2,087	7,256
土木設備	取得価額	19,070	1,824	20,894	50,011	50,011	70,905	26,215	97,120
	減価償却累計額	16,190	1,705	17,895	43,919	43,919	61,814	22,338	84,152
	帳簿価額	2,880	119	2,999	6,092	6,092	9,091	3,877	12,968
海底線設備	取得価額	5,165	514	5,679	13,544	13,544	19,223	7,386	26,609
	減価償却累計額	4,435	481	4,916	12,000	12,000	16,916	6,325	23,241
	帳簿価額	730	33	763	1,544	1,544	2,307	1,061	3,368
建物	取得価額	35,659	3,641	39,300	93,524	93,524	132,824	49,275	182,099
	減価償却累計額	15,576	2,718	18,294	51,041	51,041	69,335	20,683	90,018
	帳簿価額	20,083	923	21,006	42,483	42,483	63,489	28,592	92,081

構築物	取得価額	9,619	107	9,726	25,224	25,224	34,950	1,541	36,491
	減価償却累計額	7,573	94	7,667	20,897	20,897	28,564	1,100	29,664
	帳簿価額	2,046	13	2,059	4,327	4,327	6,386	441	6,827
機械及び装置	取得価額	392	39	431	1,028	1,028	1,459	559	2,018
	減価償却累計額	55	23	78	315	315	393	69	462
	帳簿価額	337	16	353	713	713	1,066	490	1,556
車両	取得価額	650	65	715	1,704	1,704	2,419	928	3,347
	減価償却累計額	540	60	600	1,470	1,470	2,070	768	2,838
	帳簿価額	110	5	115	234	234	349	160	509
工具、器具 及び備品	取得価額	22,431	2,283	24,714	60,942	60,942	85,656	30,248	115,904
	減価償却累計額	14,429	1,911	16,340	43,812	43,812	60,152	19,690	79,842
	帳簿価額	8,002	372	8,374	17,130	17,130	25,504	10,558	36,062
土地	取得価額	3,356	246	3,602	8,801	8,801	12,403	3,543	15,946
	帳簿価額	3,356	246	3,602	8,801	8,801	12,403	3,543	15,946
建設仮勘定	取得価額	30,022	2,859	32,881	78,733	78,733	111,614	42,633	154,247
	帳簿価額	30,022	2,859	32,881	78,733	78,733	111,614	42,633	154,247
有形固定資産合計	取得価額	997,302	107,221	1,104,523	2,629,419	2,629,419	3,733,942	588,147	4,322,089
	減価償却累計額	633,389	81,655	715,044	1,820,828	1,820,828	2,535,872	349,409	2,885,281
	帳簿価額	363,913	25,566	389,479	808,591	808,591	1,198,070	238,738	1,436,808
無形固定資産合計	帳簿価額	178,636	23,238	201,874	538,980	538,980	740,854	166,838	907,692
電気通信事業固定資産合計		542,549	48,804	591,353	1,347,571	1,347,571	1,938,924	405,576	2,344,500

注記 役務別固定資産帰属明細表の作成の基礎

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に帰属する固定資産の配賦手順

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務について、固定資産が帰属する役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

固定資産の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」に記載しています。

5 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類			営業収益 ※1	営業費用									営業利益	摘要
				※2	営業費	施設保全費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課		
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話	705,438	530,111	253,089	47,095	16,014	470	114,629	5,516	83,840	9,458	175,327	
		その他	10,424	41,963	5,680	7,059	332	39	24,433	417	1,267	2,736	-31,539	
		小計	715,862	572,074	258,769	54,154	16,346	509	139,062	5,933	85,107	12,194	143,788	
信	役	データ伝送役務 携帯電話・BWA	1,379,776	996,392	393,896	254,550	28,435	3,219	265,792	13,871	17,134	19,495	383,384	
		小計	2,095,638	1,568,466	652,665	308,704	44,781	3,728	404,854	19,804	102,241	31,689	527,172	
移動電気通信役務以外の電気通信役務			584,270	492,393	116,919	109,398	29,044	1,105	53,007	5,445	168,143	9,332	91,877	
合 計			2,679,908	2,060,859	769,584	418,102	73,825	4,833	457,861	25,249	270,384	41,021	619,049	

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※1 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。

- (2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦しています。

※2 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二様式 16 に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「6 営業費用の役務別配賦基準」及び「7 営業費用の役務別配賦手順」に記載しています。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・移動電気通信役務以外の電気通信役務

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用、固定資産取得価格及び帳簿価額を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しています。

- ・ 移動電気通信データ伝送役務その他